

最高裁秘書第1778号

令和3年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月18日付け（同月20日受付、第020878号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

司法修習生考試委員会議事録（令和2年12月15日開催）（別紙を含むが、資料は除く。）（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を不開示とした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和元年度（第73期）司法修習生考試委員会議事録

- 1 日 時 令和2年12月15日（火）午前10時30分
- 2 場 所 最高裁判所大会議室
- 3 出 席 者 別紙のとおり
- 4 議事要旨 以下のとおり

議 事 要 旨

（委員長）

開会宣言

第1 司法修習生考試実施結果の概要報告

（幹事）

1 応試者

1479人（資料1のとおり）

2 日程

11月19日から同月26日まで（ただし、21日から23日までを除く。）

3 場所

司法研修所及び新梅田研修センター（大阪市福島区）

4 考試結果等

資料2及び資料3のとおり

不可の科目があった者の割合 0.68%（応試者数（再試験対象者を除く。）1475人中10人）

委員長は、各科目的答案採点担当委員に、本年度の問題及び不可答案の内容についての説明を求め、鈴木委員（民事裁判）、河本委員（刑事裁判）、杉山委員（検察）、鍵尾委員（民事弁護）、北澤委員（刑事弁護）の順に説明

第2 審議

1 再試験の実施

(幹事)

応試者のうち、資料4の4人について、本試験同様に資料5の記の1の感染防止対策を講じた上、欠席した各科目の再試験の実施を提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

2 合格者決定

(幹事)

応試者のうち、全科目可以上の成績を収めた1465人を合格とすることを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

3 不合格者決定

(幹事)

応試者のうち、不可の科目があった10人を不合格と決定することを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

4 不合格者の氏名等発表

(幹事)

委員長の指示により、資料6のとおり不合格者の氏名等を発表

5 受験回数制限について

(幹事)

今回の考試において、受験回数が3回目に該当する応試者が1人いたが、合格者として決定された旨及び病気その他やむを得ないと認められる事情により考試の全部又は一部を受験することができなかつた応試者はい

なかつた旨を報告

(委員長)

閉会宣言

令和2年12月15日

司法修習生考試委員會書記

古屋慎二

同

澤田幸

(別紙)

(出席者)

委員長	最高裁判所長官	大 谷 直 人
委員	最高裁判所判事	池 上 政 幸
同	最高裁判所判事	菅 野 博 之
同	最高裁判所判事	官 崎 裕 子
同	次長検事	落 合 和 田
同	最高検察庁総務部長	河 瀬 美 由
同	法務省大臣官房人事課長	濱 原 彦 司
同	法務省刑事局長	川 原 隆 伸
同	法務総合研究所長	上 富 敏 浩
同	弁護士（東京弁護士会）	藤 原 龍 太 郎
同	弁護士（第一東京弁護士会）	柴 田 子 懇
同	弁護士（第二東京弁護士会）	中 村 晶 宏
同	最高裁判所事務総長	中 野 敏 明
同	東京高等裁判所判事	藤 井 力 也
同	東京高等裁判所判事	木 鈴 謙 也
同	司法研修所長	木 森 健 也
同	司法研修所教官（判事）	木 河 雅 暢
同	司法研修所教官（判事）	木 河 雅 暢
同	司法研修所教官（判事）	木 細 谷 泰 明
同	司法研修所教官（検事）	木 杉 谷 德 亮
同	司法研修所教官（検事）	木 関 根 憲 登
同	司法研修所教官（弁護士）	木 鍵 尾 尚 登
同	司法研修所教官（弁護士）	中 井 澤 裕 治
同	司法研修所教官（弁護士）	北 島 尚 登
同	司法研修所教官（弁護士）	五 島 文 裕 治
同（幹事）	最高裁判所事務総局人事局長	德 岡 治

以上27人